

## 科目等履修生出願要項（令和6年度後期）

### I. 出願資格 次のいずれかに該当する者とします。

【出願資格1】大学（4年制）において、共通教育科目等の所定の単位を修得した者

【出願資格2】短期大学を卒業した者

【出願資格3】本学部において、前2号に準ずる学力を有すると認められた者

### II. 出願書類提出までに出願者（代理人不可）が行う事前確認事項

1. 出願資格、履修希望の科目内容、時間割などを確認してください。

2. 科目等履修願に必要な事項を記入し、所定の欄に当該授業担当教員の承認印をもらってください。

※出願時に承認印が無い科目は、当該科目については選考の対象としません。

3. 別紙1・別紙2の手順に従い、検定料9,800円を払い込み、別紙3に「検定料収納証明書」を貼り付けて出願時に提出してください。

4. 外国人が出願する場合は、出願前に学生係で確認する作業がありますので、出願前のできるだけ早い時期に学生係のメールアドレス [hgakusei@kuas.kagoshima-u.ac.jp](mailto:hgakusei@kuas.kagoshima-u.ac.jp) へご連絡ください。

### III. 出願期間

令和6年8月19日(月)から令和6年8月21日(水) 平日9時～16時（平日12時～13時は除く）

※郵送による受付は行っていません。

### IV. 出願場所

鹿児島大学法文学部学生係

### V. 出願書類 不備は、一切受理できませんのでご注意ください。

【令和6年度に初めて出願する者】①～⑦は必ず提出し、⑧～⑩は該当するものを提出してください。卒業証明書（卒業見込み証明書）と成績証明書が、日本語以外の言語で記載されている場合、日本語訳も添付してください。

【令和6年度前期から継続して出願する者】下記の書類のうち①、⑤、⑦は必ず提出し、⑧～⑩は該当するものを提出してください。

①科目等履修願（所定の様式：出願者が授業担当教員の承認印を得ているもの）

※令和6年度前期から継続して出願する者は、「科目等履修願（追加）」（所定の様式：出願者が授業担当教員の承認印を得ているもの）で提出してください。

②履歴書（所定の様式：外国人の場合は、外国人留学生用の履歴書に記入して提出すること）

※顔写真（縦3cm、横2.4cm）を貼りつけて提出してください。

③最終学歴校の卒業証明書もしくは卒業見込み証明書（原本）

※卒業見込み証明書を提出される方は、卒業証明書の取得後に、卒業証明書を学生係へ追加提出してください。大学院修了者は、大学の卒業証明書も提出してください。

④最終学歴校の成績証明書（原本）

⑤顔写真：縦3cm、横2.4cmのサイズ1枚（履歴書用に張り付ける写真とは、別にご提出ください）

⑥検定料収納証明書（別紙3に、検定料収納証明書を貼り付けて必要事項を記入したもの）

⑦返信用封筒（長形3号封筒に、氏名・住所・郵便番号を記入し、344円切手を貼付した  
もの。切手代には、速達郵便代260円が含まれています）

⑧科目等履修許可証明書（所定の様式：出願時に企業などで勤務している者のみ提出すること）

**※外国人の場合は、⑨～⑪のうち、該当するものをご提出ください**

⑨外国人の場合は、日本在住者が保証する身元保証書

⑩日本国外に在住する外国人の場合は、旅券の写し

⑪日本に在住している外国人の場合は、在留カードの写し（両面を写したものの）

## VI. 可否の通知

令和6年9月20日(金)に出願者の現住所へ速達郵送を開始し、可否を通知いたします。

※可否に関する問い合わせには、一切応じられません。

## VII. 学費 納入方法などは、別途お知らせいたします。

■登録料 28,200円（予定額）

※可否通知に記載された支払期限内にお支払いください。

■授業料 1単位14,800円（予定額）

※登録料、授業料改定が行われた場合は、改定額が適用されます。

## VIII. 後期授業期間：令和6年10月1日(火)から令和7年2月3日(月)

授業予備日：1月28日(火)

※試験期間：1月29日(水)、2月4日(火)、2月6日(木)～2月10日(月)

試験予備日：2月5日(水)

## IX. その他

1. 受理した出願書類は、いかなる理由があっても返還いたしません。

また、既納の検定料は出願しなかった場合又は誤って二重に払い込んだ場合を除き、いかなる理由があっても返還いたしません。返還額は振込手数料を差し引いた額となります。

2. 科目等履修生の自家用車通学は認めていませんので、留意してください。

3. 留意事項

本学科目等履修生は、下記の関係規則が定められていますので、御留意願います。

・鹿児島大学学生懲戒規則(抜粋)

第1条 この規則は、鹿児島大学学則(平成16年規則第86条)第60条及び鹿児島大学大学院学則(平成16年規則第87号)第46条に基づき、学生の懲戒処分に関し適正かつ公正な運用を図るために必要な事項を定める。

第3条 この規則において「学生」とは、正規学生、研究生、科目等履修生、外国人留学生及び法務学修生をいう。

4. 問い合わせ先

■住 所：〒890-0065 鹿児島市郡元一丁目21-30

■担当部署：鹿児島大学法文学部学生係（電話 099-285-7525、FAX 099-285-3597）

■受付時間：平日9時～16時（12時～13時は除く）

■E-mail：hgakusei@kuas.kagoshima-u.ac.jp